

# 大館市火災予防条例が改正されました

平成25年8月15日、京都府福知山市において多数の死傷者が発生した花火大会火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため、10月1日に火災予防条例が改正されました。

この改正により、**多数の者の集合する催し※1**においては、次の事項が義務化されました。

- (1) 対象火気器具等**※2**を使用する場合に**消火器の準備**
- (2) 対象火気器具等を使用する**露店等を開設**しようとする場合に消防署に届出
- (3) 対象火気器具等を使用する大規模な屋外催し（指定催し）において**防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画**を作成して消防署に届出

**※1** 多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に不特定多数の人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等のように、一定の社会的広がりを持つものを指します。

また、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識のある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的な繋がりに留まる場合は、これに含まれません。

**※2** 対象火気器具等とは、液体、固体、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具を指します。

お問い合わせ先：大館市消防本部 予防課